

## [事案 24-126] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

銀行窓口で変額個人年金に加入したが、虚偽の説明があったことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 2 月、銀行員(募集人)より、手書き資料のみで、10 年後に一括返還で元本保証されるとの虚偽の説明を受け、一時払保険料 1,000 万円の変額個人年金保険に加入した。老人ホームに入る老後設計の資金であったが、元金返金には 15 年かかることがわかった。よって、契約時に錯誤があったので、契約を取消しおよび既払込保険料を返金してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットを用いて、適切な募集を行っており、手書き資料は、説明の補助資料として使用しており、説明不十分や不適切な取扱はなかった。
- (2) 意向確認書兼適合性確認書には、年金の一括受取を選択した場合に、受取額が最低保証されないことが明記されており、申立人は自署捺印している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### 1. 前提事実

- (1) 募集人は、申込日の午前と午後の 2 回、申立人宅を訪れ、申立契約を含む 3 つの保険商品を勧誘し、申立契約と他社の変額個人年金保険(各 1,000 万円)の申込みを受けた。
- (2) 申立人が受領しているパンフレットには、保険の名称、資産残高は運用により変動し一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺えるイメージ図、年金受取総額と死亡保障は元本保証されていること、10 年の運用期間経過後に一括受取した場合には元本保証がないことが記載されている。

申立契約と同日に申込んだ他社の保険は、年金受取に代えて年金原資を一括受取する場合も、年金原資は一時払保険料と同額が最低保証される内容の保険であった。

#### 2. 募集人による虚偽説明(不実告知)の有無

変額個人年金の説明は、通常、パンフレット等の説明資料を用いてなされること、内容不十分な手書き資料のみで説明するとは考えづらく、同時に契約した他社の保険はパンフレットを用いて説明されていることなどからすると、募集人はパンフレットを使用すると共に、申立人の理解の便宜のために、紙に手書きしながら説明したものと認められる。

また、パンフレットを用いながら、後日、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることは困難で、手書き資料にも、パンフレットと同様の、運用により資産残高は一時払保険料を下回る場合があることが窺える図が記載されており、運用期間経過後の受取方法が一括受取のみならず年金によることを表した記載があり、元

本保証のうえ10年後に一括受取り可能と説明することは不自然で、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできない。

よって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたと認めることはできず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

### 3. 錯誤無効について

申立人に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、募集資料および申立人が自署した書類の内容からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、申立人の主張を認めることはできない（民法95条ただし書）。

### 4 適合性原則違反について

申立契約の適合性は、申立契約と同時に契約した他社商品も併せて検討する必要があるが、本件において、募集人による適合性の確認が適切になされたか疑問がないわけではない。

しかし、適合性原則に違反したとして契約が無効とされるのは、違反の程度が公序良俗違反（民法90条）の場合であると解され、申立人夫婦が当時保有した預貯金を含む金融資産からすると、結果として申立契約が著しく不適合とまではいえないので、勧誘自体が公序良俗に反するとは認められない。

#### 【参考】

消費者契約法

第4条

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

民法

第90条（公序良俗）

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。